

●香川県告示第69号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により提出された特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。

平成24年2月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名

高松市女木町90番地 橋本 忠一

高松市女木町245番地2 橋本 未春

高松市亀水町1425番地3 萬吉水産有限公司 代表取締役 谷澤 清隆

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

2号女木島・下笠居区域

いかなご込網漁業であって下笠居漁業協同組合の地区で営む漁業、大型いか込網漁業、小型いか込網漁業、まながつお込網漁業又は小型まながつお込網漁業